

第7回東神楽町地域自治推進条例 策定検討委員会資料



東神楽町地域まちづくり条例の検討経過について

日程	表題	内容
令和5年11月25日	第1回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	正副会長の選任、条例策定の概要説明、スケジュール共有 アドバイザーからの情報提供 等
令和6年2月23日	第2回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	条例構成案の協議、意見交換会(ワークショップ形式)
令和6年4月～5月	アンケート調査	町内会長・行政区長宛て、公民館運営委員宛て、町民宛て(総合計画 アンケートを準用)
令和6年5月25日	第3回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	アンケート調査結果共有、意見交換会の結果を共有 条例案たたき台の協議
令和6年8月23日	第4回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	条例案の協議
令和6年12月18日	第5回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	条例案の協議
令和7年2月16日	稲荷地区先行住民説明会	稲荷地区公民館 11:00～12:00
令和7年3月26日	第6回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	条例案の決定、条例名の決定、具体的な施策の協議
令和7年6月18日～ 令和7年7月18日	パブリックコメントの実施	-
令和7年6月22日	東神楽町地域まちづくり条例住民説明会	ふれあい交流館 13:00～14:00 はなのわB棟5.6.7号室 15:00～16:00
令和7年7月25日	第7回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会	条例案の最終決定、提言書の提出

過去の検討委員会資料



他地区は農業の繁忙期のため、
冬季間での住民説明会を検討し
ています！



住民説明会及びパブリックコメントについて

【住民説明会及びパブリックコメントの実施について】

1 住民説明会

開催日 : 令和7年6月22日(日) ① 13:00~14:00 ② 15:00~16:00
場所 : ① ふれあい交流館 ② 東神楽町複合施設はなのわB棟5.6.7号室
内容 : 条例案の説明等

2 パブリックコメント

募集期間: 令和7年6月18日(水)~令和7年7月18日(金)
募集対象: 町内に在住、勤務する人、事業所等を有するもの
公表方法: 町のホームページにて公開
まちづくり推進課、ふれあい交流館で供覧



～住民説明会及びパブリックコメントでの意見について(抜粋)～

意見内容	回答
前文5行目の共助、協働、参画という表現は適切か？	共助、協働については訂正の予定はありません。なお、参画については、「参加」という表現に修正します。
条例を説明している冊子について、全体的に文字が多く、若い人や時間がない人は理解できないのではないかな？	活用BOOKについてはサンプルとして作成したものであり、今後、様々な方にご理解をいただけるような内容に改善を図って参ります。
他の自治体でも地域自治推進条例のようなものを策定しているところがあるのか？「目に見える成果が出ている」ような事例があったら教えてほしい。	本条例は自治基本条例と異なるものです。札幌市の町内会支え合い条例などが類似していますが、本条例は地区公民館を含む全ての地域自治組織を対象としており独自性があります。現段階で改善事例等を明確に示すことはできませんが、本条例制定を契機に地域自治組織への加入率維持等に向けた取り組みを進めて参ります。
地域を活性化していくために具体的にどんなことを考えているか？	各地域自治組織の活動が、地域の活性化につながると考えています。別途提示させていただいている具体的な政策等の検討を進め、今後地域自治組織の活動が発展するよう努めて参ります。
年代や組織別に取り組むべき事項を本条例に盛り込む必要は無いかな？	本条例は理念条例であるため、個別具体的な取り組み事項を載せておりません。年代、組織別、地区等の特色を生かした取り組みについては地区別まちづくり計画等で住民の皆様の意向を確認し決定して参ります。

最終条例案及び提言書、今後のスケジュールについて

【最終条例案について】

- ・条例案については、前回の検討委員会後の最終校正実施及び住民説明会やパブリックコメントでの意見に基づき、軽微な修正をしておりますが、大きな変更はありません。変更箇所については、別途配布しております新旧対照表（案）をご覧ください。

～住民説明会及びパブリックコメントにおいて出た意見を踏まえた修正箇所～

- ①前文20行目 「地域住民の参画」を「地域住民の参加」に修正。②第4条2行目 「活動に参画するよう」を「活動に参加するよう」に修正。

※ 参画とは「計画に加わること」と定義されるため、より身近な「参加」の表現へ変更しています。

【提言書の提出及び議会上程について】

- ・本日、最終条例案についてご承認を頂けましたら、提言書の提出を行います。
- ・本委員会での提言書に基づき、議会上程を検討します。
- ・条例施行については、令和8年1月1日を予定しています。

本会で検討委員会は最終回となります！
1年半に亘りご協力いただき
ありがとうございました！



【具体的な政策について（再掲）】

- ・今後、地域自治組織を支援するため様々な政策の立案を進めていきます。

テーマ	方向性	内容
地域自治組織における加入率の向上	・条例に努力義務を規定 ・活動の見える化を推進 ・参画によるメリットの周知	・不動産業者への町内会・行政区加入勧誘の努力義務化 ・住民向け情報提供特化型の公式SNS運用
地域自治組織における事務負担軽減(デジタル化支援)	・事務負担軽減に関する支援 ・運営に関する相談体制の整備 ・その他デジタル実装支援	・公民館への集落支援員配置 ・町内会・行政区サポート窓口の設置 ・回覧文章のデジタル化(電子回覧等) ・各団体へのデジタル実装支援 ・町内会簡易運営モデルの検討
情報共有、公開の徹底及び事業への参加者増加	・各地域自治組織の活動内容周知徹底	・住民向け情報特化型公式SNSの運用 ・広報誌、WEB等による活動紹介
その他支援策	・地域の少年団と地域自治組織との連携 ・指定地域共同団体活動制度の活用 ・活動のしやすさを補助制度にて拡充 ・高齢者サポート、見守りサービスの強化 ・公共施設利用の利便性向上に向けた取り組み	・町内会・行政区の花壇整備等の少年団等連携事業 ・指定地域共同団体制度を活用した継続的な活動補助金による支援 ・ボランティア保険支援制度の新設 ・公共施設における収益事業実施の条件緩和を含めた利便性向上

東神楽町地域まちづくり条例に関する 提 言 書

令和7年7月25日(金)

東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会

目 次

1 はじめに P 3

2 検討経過について P4～5

3 条例名案及び条例案の提言 P6～15

1 はじめに

東神楽町はこれまで、町内会・行政区、地区公民館など、住民に根ざした地域自治組織を基盤としながら、地域の支え合いや助け合いを大切にする独自のまちづくりを進めてまいりました。その中で育まれてきた豊かな地域コミュニティの姿は、今日の町民の安心と誇り、そして“暮らしの豊かさ”の礎となっております。

しかし近年、少子高齢化や価値観の多様化、地域との関わりの希薄化といった社会的変化に伴い、地域活動の担い手不足や加入率の減少といった課題が顕在化しつつあります。これまでのように“あたりまえに存在してきたつながり”を維持するだけでなく、改めて見直し、再構築していかなければならない時代を迎えております。

こうした状況をふまえ、令和 5 年度より、「東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会」を立ち上げ、本町における地域自治組織や地域コミュニティの在り方、その理念を共有し合える仕組みづくりについて検討を重ねてまいりました。

本提言書は、約 1 年半にわたる検討委員会の議論の成果をもとに、東神楽町の先人達が築いてきた独自の地域コミュニティを未来へと継承し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するための理念条例として、「東神楽町地域まちづくり条例(案)」を取りまとめたものです。

本条例は、住民の権利や義務を法的に拘束するものではなく、町民と町が「地域との関わり方の理想像」を共有しながら歩んでいくための“理念”としての性格を有するものです。地域コミュニティの価値を再確認し、次の世代へと確かなかたちで継承していくための“灯”となることを願い、ここに東神楽町長に対し提言いたします。

令和7年7月 25 日
東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会
会長 原田 三雄

2 検討経過

令和 5 年より本条例の検討を進めるため、「東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会」が設置されました。

本委員会は、各地区の公民館長(運営委員)、東神楽町市街振興協会会長、ひじり野団地振興協会会長、公募により選任した委員の合計12名及び外部アドバイザー3 名により構成されています。

当委員会では、東神楽町の地域コミュニティにおける特性や、検討のために実施したアンケート調査、各地域自治組織の取組などを参考に審議を行い、条例案の制定を進めてまいりました。

審議の中では、東神楽町が築き上げてきた地域コミュニティの評価や、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の実現に向けた各地域自治組織の取り組み、今後の活動方針等について議論を重ね、本提言書において条例案を東神楽町長へ提出します。

(1) 東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会の開催

① 委員会開催状況

- ・第1回 令和 5 年 11 月 25 日
正・副会長選任、概要・スケジュール共有、外部アドバイザーからの情報共有
- ・第2回 令和 6 年 2 月 23 日
条例構成案の協議、地域自治組織についての意見交換
- ・第3回 令和 6 年 5 月 25 日
アンケート調査結果の共有、条例案たたき台の協議
- ・第4回 令和 6 年 8 月 23 日
条例案についての協議
- ・第5回 令和 6 年 12 月 18 日
条例案についての協議
- ・第6回 令和 7 年 3 月 26 日
条例案の最終協議、具体的な政策の方向性について、条例名の決定
- ・第7回 令和 7 年 7 月 25 日
審議の概要確認、提言書の提出

② 委員名簿

職	氏名	所属・役職
会長	原田 三雄	東神楽町市街振興協会会長
副会長	花田 芳人	中央地区公民館館長
委員	宮口 伴之	東聖地区公民館館長
委員	吉田 博道	忠栄地区公民館館長
委員	本間 定良	稲荷地区公民館館長
委員	畑中 美哉	八千代地区公民館館長
委員	小滝 勲	志比内地区公民館運営委員長
委員	早勢 正嗣	聖台地区公民館館長
委員	棚田 一則	ひじり野団地振興協会会長
委員	林 繁美	公募選任委員
委員	長谷川 加奈子	公募選任委員
委員	佐藤 麻由美	公募選任委員

※所属・役職は委嘱時点のもの

③ 外部アドバイザー名簿

所属・役職	氏名
北海道大学 公共政策大学院 教授	山崎 幹根
東京大学 大学院教育学研究科 教授	牧野 篤
筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センター アドバイザー	青木 由行

※所属・役職は委嘱時点のもの

3 条例名案及び条例案について

(1) 条例名

条例名は、「東神楽町地域まちづくり条例」とすることを提言します

(2) 条例案

条例案を以下の通りとすることを提言します。

前 文

大雪山連峰の麓に広がる豊かな自然環境に恵まれた私達のまち東神楽町は、花と緑に囲まれたのどかな田園風景と快適な住環境により「花のまち」として発展を続けています。

東神楽町は、地域住民のコミュニティ活動が盛んなまちであり、地域自治組織が、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、地域住民の共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。

また、七つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や「人と地域のつながり」を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。

近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えていますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館を始めとした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人達が築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として継承し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。

そのためには、地域住民一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、更に、東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動がより活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、地域自治組織における活動へ地域住民の参加が進むことを目指すとともに、地域住民、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【解説・考え方】

(前文)

・前文は、東神楽町地域まちづくり条例制定の経緯や趣旨、理念、目的などを強調して述べている文章です。

- ・東神楽町の地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしている町内会・行政区、地区公民館等の地域自治組織は、地域の特性にあった活動を展開し、「人と人とのつながり」や、「人と地域のつながり」を生み出してきました。しかし、近年、生活様式や価値観の多様化により、地域と関わり合いを持たない人が増えていますが、地域住民一人一人が主体となって積極的に地区のまちづくりに参加することが重要です。
- ・町内会・行政区、地区公民館、各種団体等の地域自治組織が、地域の未来を見据えたまちづくりを進めるため、行政と協働して、「豊かな地域コミュニティの形成・維持」に取り組む決意と「安心して豊かに暮らせる東神楽町」を実現するため、本理念条令を制定することを宣言しています。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、東神楽町で独自に培われてきた地域コミュニティを誇りに思い、これからも継承及び発展をさせることを基本理念とし、地域住民、地域自治組織及び町の協働による地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたり誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

【解説・考え方】

- ・第1条(目的)では、本条例を制定した目的を規定しています。
- ・町内会・行政区、地区公民館等は、自分たちの理想とするまちづくりを、行政主導ではなく住民自らが実現することのできる地域自治組織であり、その活動を通じて住民同士の交流機会の創出のみではなく、地球環境の維持や防犯、防災、福祉、教育等様々な分野において重要な責務を担っています。
- ・本条例の制定目的は、住民が、行政区・町内会、地区公民館、各種団体等地域自治組織の活動へ積極的に参加し、地域コミュニティを活性化させ「安心して豊かに暮らせる地域社会」の実現を目指すことを目的としています。
- ・町は、この条例を背景として、地区の特性に応じたまちづくり地域の皆さんとともに進め、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える地域づくりを目指しています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成さ

れる人々又は団体のつながりをいう。

(2) 地域住民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 地域自治組織 町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等その他活動を通じて住民自治の強化又は地域住民及び町との協働の推進等を目的とする組織をいう。

(4) 町内会・行政区 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、東神楽町の一定の区域に住所を有する地域住民の地縁に基づいて形成された組織をいう。

(5) 地区公民館 東神楽町公民館条例（昭和43年条例第14号）第3条に規定する地区公民館で、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館の目的を達成するために事業を実施する団体をいう。

(6) 各種団体等 東神楽町市街振興協会、ひじり野団地振興協会を始め、地域における自治を推進するために自主的に形成する組織をいう。

(7) 仲介業者等 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者又は仲介業者をいう。

【解説・考え方】

・第2条(定義)では重要な用語の意味を説明しており、定義している用語は全ての条において共通の意味で使います。

① 第1号 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地域をよりよくするために活動する住民・団体同士のつながりや集まりのことを言います。

② 第2号 地域住民

次のアからウに掲げる人を言います。

ア その地域内に居住する人。

イ その地域内にある事務所又は事業所で勤務する人。

ウ その地域内にある学校等(小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園など)に通っている人。

③ 第3号 地域自治組織

町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等、地域住民等が自分達の地区のまちづくりを推進するために自主的に形成する組織を言います。

④ 第4号 町内会・行政区

町内にある町内会・行政区を言います。

現在(R07.04.01 現在)町内には、61 行政区があります。この行政区が7つの公民館の構成員となっております。

・聖台地区公民館 2行政区

・東聖地区公民館 23行政区

- ・中央地区公民館 27行政区
- ・忠栄地区公民館 5行政区
- ・稲荷地区公民館 2行政区
- ・八千代地区公民館 1行政区
- ・志比内地区公民館 1行政区

⑤ 第5号 地区公民館

地区公民館は、東神楽町公民館条例(昭和43年条例第14号)第3条に規定する7つの対象地域で活動する地区公民館を組織する団体を言います。

⑥ 第6号 各種団体等

次のアからイに掲げる事業者、団体及び任意団体を言います。

- ア その地域内に事務所や事業所を持つ個人、法人やその他の団体。たとえば、商店や営業所、工場など、その地域で事業を営む人や団体が該当します。
- イ その地域内で活動する個人、法人や任意の団体。たとえば地域団体やNPO等、また、その団体や法人の一員として活動している人などが該当します。

【参考】各種団体

- ・各種団体＝主にその地域の住民で構成され、その地域の住民を対象に活動する団体。例えば、ひじり野団地振興協会、中央市街振興協会など。
- ・NPO＝民間非営利組織(法人格の有無は問わない)。

⑦ 第7号 仲介業者等

住宅の建築、販売、賃貸又は管理などを行う事業者又は仲介業者を言います。例えば、工務店やハウスメーカー、賃貸住宅を管理する仲介業者を言います。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 地域コミュニティを継承していくために、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 地域住民及び地域自治組織は、これまで独自に築いてきた地域コミュニティを、これからも継承及び発展させるよう活動を行っていくこと。
- (2) 地域住民、地域自治組織及び町は、地域コミュニティの重要性を再認識し、独自の地域コミュニティを維持及び拡大しつつ、地域住民が理想とする地域社会の実現を目指すこと。
- (3) 町は、地域住民及び地域自治組織がまちづくりの主体であることを認識し互い

に協力しながら地域コミュニティの活動を最大限に尊重すること。

【解説・考え方】

- ・第3条(基本理念)では、地域住民や町内会・行政区、地区公民館組織、各種団体等の地域自治組織における、共通の価値や理想、まちの目指すべき姿を規定しています。
- ・本条例の目的である「誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の実現」のためには「地域住民一人一人が地域自治組織の活動に積極的に参加する必要」があることから、各々が地域コミュニティを構成する自覚を持ち、協働して地区のまちづくりに取り組むことを規定しています。
- ・中でも地区公民館は過去より町内会・行政区と並び東神楽町における地域コミュニティ形成、維持を主導しており、東神楽町の特徴でもあることから、地域コミュニティの活性化について重要な役割を担っています。
- ・地域のことを話し合い、決めたことを皆で実行していく地域自治の取組は、地域コミュニティでの活動(日頃の地域の人や団体などの繋がりによる活動など)があってこそ成り立つものです。このため、「地域住民、地域自治組織などの主体性」と「行政と協働した地区のまちづくり」を基本的な考えとしています。地域の多様な立場の住民が地域自治組織の活動に自主的に参加し、議論を深め、結論を導き出して、目標の実現に取り組み、行政と協働して、地区のまちづくりをするべきであると考えています。

第4条 地域住民の役割

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域に関心を持ち積極的に地域自治組織の活動に参加するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

- ・地域コミュニティの活性化を図るためには、地域住民一人一人がその重要性を認識し、積極的に活動へ参加することが重要です。そのため、本条では地域自治組織の活動参加を努力義務として規定しています。
- ・地域住民が、自分達の住む地域に関心を持つことによって地域自治組織の活動に参画し、地域の課題解決に向けた取組へ積極的に参加するよう努めることを規定しています。
- ・例えば、近所の顔見知りの関係づくりや地域の課題解決の取組への参加は、地域住民等の役割でもあると考えておりますが、強制ではなく、何をどこまでやるかは一人ひとりの判断に委ね、自主性を尊重することを原則としています

第5条 町内会・行政区の役割

(町内会・行政区の役割)

第5条 町内会・行政区は、地域住民が相互に助け合い、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会・行政区は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会・行政区への加入を促すよう努めるものとする。

3 町内会・行政区は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会・行政区の連合体、他の町内会・行政区その他の地域自治組織と連携するよう努めるものとする。

4 町内会・行政区は、地区公民館と協力してその活動の活性化を図るよう努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

町内会等は、地域の最小単位の地域自治組織として、地域住民の安全安心な暮らしやすい地域コミュニティの維持や形成に努めること規定しています。

② 第2項

各町内会等で実施している、町内会活動やイベントなど通じて、地域住民の参加や加入を促すよう努めるよう規定しています。

③ 第3項

各町内会等は、地区公民館の構成員として、地区公民館の活動に協力して地域住民と社会教育活動に参加したり、地域のイベントに参加したりすることで、町内会だけでなく、地域住民同士の活動の幅を広げられるよう努めることを規定しています。

第6条 地区公民館の役割

第6条 地区公民館は、社会教育法に規定する事業を実施するほか、地域の実情に応じた地域コミュニティの活動の維持及び活性化を図るよう努めるものとする。

2 地区公民館は、地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、必要に応じて、地域住民、地域自治組織及び町との調整等を行うよう努めるものとする。

3 地区公民館は、当該地区公民館を構成する地域住民又は町内会・行政区に対し、地区公民館への理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

地区公民館は、本来、社会教育法第 22 条各号に規定する事業を実施していますが、もともと当町の地区公民館は、それぞれの地域で特性を生かした独自の公民館活動を実施しており、今後も地域コミュニティの活発化を目指すよう規定しています。

【参考】社会教育法第 22 条

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

② 第2項

地区公民館は、自分たちの地区のコミュニティ活動を進めるため、町や各種団体と活動の調整に努めることを規定しています。

③ 第3項

地区公民館の構成員であるその地区に住んでいる地域住民や町内会などに対して、公民館の目的や活動について理解を深めていただき、公民館活動に参加していただくため、公民館の活動状況や運営状況等に関する情報の提供を規定しています。

例えば、公民館だよりで活動状況や各種行事のイベントを案内したり、公民館の総会などで予算決算、活動報告、活動計画などを町内会や地区住民に説明したり、提供することを想定しています。

第7条 各種団体等の役割

第 7 条 各種団体等は、地域コミュニティの一員として社会的役割を認識し、町の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 各種団体等は、必要に応じて地域住民又は地域自治組織と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むよう努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

各種団体等は、地区の区域内に地域コミュニティの活動を支えるため、地区の一員であることを認識し、地域の活動に協力するよう努めることを規定しています。

② 第2項

地域のまちづくりを推進するうえで、その地区にいる各種団体等も、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に向けた取り組みを図るため、他の地域自治組織と連携して取り組むよ

う努めることを規定しています。

第8条 仲介事業者等の役割

第8条 仲介業者等は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会・行政区への自発的な加入等に資する情報の提供に努めるものとする。

【解説・考え方】

① 第1項

仲介業者等は、住宅や賃貸住宅に入居している方や入居予定者に対する町内会への加入・設立に資する情報の提供に努めることを規定しています。

例えば、戸建てであれば、建築する区域の町内会などの情報提供をしてもらったり、賃貸住宅であれば、入居の際の町内会などの情報提供、新築建築に伴う際に新たな町内会の設立が必要になった場合の入居予定者等への情報提供をしたりするで、入居者等への加入促進に努めるものです。

② 第2項

仲介業者等は、町内会の維持と活動の活性化に関する町の施策に協力するよう努めることを規定しています。

例えば、町が第1項で規定しているような町内会への情報提供を仲介業者等に提供し、入居予定者等へ周知を依頼し、新たな町内会を設立する際には、町と協議して進められるようにするものです。

第9条 町の役割

第9条 町は、地域の特性を把握するため地域自治組織と連携して、地域コミュニティの活性化及び地域自治組織への支援その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

地域自治組織のコミュニティの活性化や活動に対し、町が実施すべき必要な支援を定めています。

町は、地域自治組織と連携して地区の特性にあったまちづくりをすすめ、支援については、地域自治組織や、地区別まちづくり計画に定められた課題を解決するため地域住民が主体となる事業についても一部助成することを規定しています。

第10条 地区別まちづくり計画

第10条 地域住民、地域自治組織及び町は、第1条及び第3条の規定を実現するため、地区公民館の区域ごとに地区別まちづくり計画を策定するよう努めるものとする。

【解説・考え方】

地域自治組織は、本条例の目的や地区の課題を解決するため、町と一緒に、地区公民館の区域ごとに「地区別まちづくり計画」を策定するよう努めることを定めています。地区別まちづくり計画には、計画の期間、事業内容、役割分担（行政・住民・協働）のほか、地区の魅力などを議論した事項を記載します。

地区別まちづくり計画は、地域住民のみで取り組む事項のみを記載するのではなく行政が主体である事項や地域住民・行政が協働して取り組む事務項についても、計画づくりの過程でそれぞれの役割分担を話し合い記載します。計画の策定後、できる事項から取り組み、進み具合に応じて計画の内容を充実したり、変更したりしながら取り組むことを想定しています。

第11条 意見交換会等

第11条 町長は、まちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、必要に応じて、意見交換会及び意向調査等を実施するものとする。

【解説・考え方】

町長は、町のまちづくりや地域の活性化を図るため、まちづくり懇談会などの意見交換会や町長への手紙、各種計画に伴うアンケート調査などを実施することを規定しています。

第12条 委任

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

【解説・考え方】

東神楽町地域自治推進条例を施行するために必要な事項は、町長が別で定めることを規定しています。

例えば、各種必要なことは、個別の要綱で定めることを想定しています。

附 則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（この条例の検討及び見直し）

2 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と

判断したときは、必要な取組を行うものとする。

3 町長は、前項の検討及び見直しに当たっては、町民の意見を聴かなければならない。

【解説・考え方】

東神楽町地域自治推進条例の施行日、施行後5年以内の運用状況の検討とその際の地域住民からの運用状況や見直しについての意見、検討結果の公表と町の対処方法を定めています。

① 第1項

東神楽町地域自治推進条例は、令和8年1月1日から施行します。

② 第2項

地域自治の仕組みを持続可能なものとしていくためには、適切な時期に仕組み全体の評価を行い、必要に応じて見直しをしていくことが必要です。その最初の機会として、地域自治の推進状況や社会情勢の変化等を勘案し、条例の施行後5年以内に、運用状況や見直しについて意見を述べることを定めています。

③ 第3項

町長は、見直しにあたっては、町民の意見を聴く機会を設けることを定めています。

東神楽町地域まちづくり条例

大雪山連峰の麓に広がる豊かな自然環境に恵まれた私達のまち東神楽町は、花と緑に囲まれたのどかな田園風景と快適な住環境により「花のまち」として発展を続けています。

東神楽町は、地域住民のコミュニティ活動が盛んなまちであり、地域自治組織が、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、地域住民の共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。

また、七つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や「人と地域のつながり」を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。

近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えていますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館を始めとした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人達が築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として継承し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。

そのためには、地域住民一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、更に、東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動がより活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、地域自治組織における活動へ地域住民の参加が進むことを目指すとともに、地域住民、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、東神楽町で独自に培われてきた地域コミュニティを誇りに思い、これからも継承及び発展をさせることを基本理念とし、地域住民、地域自治組織及び町の協働による地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたり誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々又は団体のつながりをいう。
- (2) 地域住民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

- (3) 地域自治組織 町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等その他活動を通じて住民自治の強化又は地域住民及び町との協働の推進等を目的とする組織をいう。
- (4) 町内会・行政区 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、東神楽町の一定の区域に住所を有する地域住民の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (5) 地区公民館 東神楽町公民館条例（昭和43年条例第14号）第3条に規定する地区公民館で、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館の目的を達成するために事業を実施する団体をいう。
- (6) 各種団体等 東神楽町市街振興協会、ひじり野団地振興協会を始め、地域における自治を推進するために自主的に形成する組織をいう。
- (7) 仲介業者等 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者又は仲介業者をいう。

（基本理念）

第3条 地域コミュニティを継承していくために、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 地域住民及び地域自治組織は、これまで独自に築いてきた地域コミュニティを、これからも継承及び発展させるよう活動を行っていくこと。
- (2) 地域住民、地域自治組織及び町は、地域コミュニティの重要性を再認識し、独自の地域コミュニティを維持及び拡大しつつ、地域住民が理想とする地域社会の実現を目指すこと。
- (3) 町は、地域住民及び地域自治組織がまちづくりの主体であることを認識し互いに協力しながら地域コミュニティの活動を最大限に尊重すること。

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域に関心を持ち積極的に地域自治組織の活動に参加するよう努めるものとする。

（町内会・行政区の役割）

第5条 町内会・行政区は、地域住民が相互に助け合い、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

- 2 町内会・行政区は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会・行政区への加入を促すよう努めるものとする。
- 3 町内会・行政区は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会・行政区の連合体、他の町内会・行政区その他の地域自治組織と連携するよう努めるものとする。
- 4 町内会・行政区は、地区公民館と協力してその活動の活性化を図るよう努めるものとする。

のとする。

（地区公民館の役割）

第6条 地区公民館は、社会教育法に規定する事業を実施するほか、地域の実情に応じた地域コミュニティの活動の維持及び活性化を図るよう努めるものとする。

2 地区公民館は、地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、必要に応じて、地域住民、地域自治組織及び町との調整等を行うよう努めるものとする。

3 地区公民館は、当該地区公民館を構成する地域住民又は町内会・行政区に対し、地区公民館への理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

（各種団体等の役割）

第7条 各種団体等は、地域コミュニティの一員として社会的役割を認識し、町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 各種団体等は、必要に応じて地域住民又は地域自治組織と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むよう努めるものとする。

（仲介業者等の役割）

第8条 仲介業者等は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会・行政区への自発的な加入等に資する情報の提供に努めるものとする。

2 仲介業者等は、町内会・行政区の維持及び活動の活性化に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

（町の役割）

第9条 町は、地域の特性を把握するため地域自治組織と連携して、地域コミュニティの活性化及び地域自治組織への支援その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（地区別まちづくり計画）

第10条 地域住民、地域自治組織及び町は、第1条及び第3条の規定を実現するため、地区公民館の区域ごとに地区別まちづくり計画を策定するよう努めるものとする。

（意見交換会等）

第11条 町長は、まちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、必要に応じて、意見交換会及び意向調査等を実施するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
(この条例の検討及び見直し)
- 2 町長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。
- 3 町長は、前項の検討及び見直しに当たっては、町民の意見を聴かなければならない。

東神楽町地域まちづくり条例 新旧対照表

改正案	前回委員会上程案
○東神楽町地域まちづくり条例 大雪山連峰の麓に広がる豊かな自然環境に恵まれた私達のまち東神楽町は、花と緑に囲まれたのどかな田園風景と快適な住環境により「花のまち」として発展を続けています。 東神楽町は、地域住民のコミュニティ活動が盛んな<u>まち</u>であり、<u> </u>地域自治組織<u> </u>が、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、<u>地域住民</u>の共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。 また、七つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や<u>「人と地域のつながり」</u>を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。 近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えて<u>い</u>ますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館を<u>始め</u>とした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人達が築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として<u>継承</u>し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。 そのためには、<u>地域住民</u>一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、<u>更に</u>、東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動が<u>より</u>活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要で<u> </u>す。 ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、<u> </u>地域自治組織における活動へ<u>地域住民</u>の参加が進むことを目指すとともに、地域住	○東神楽町地域まちづくり条例 大雪山連峰のふもとに広がる豊かな自然環境に恵まれた私たちのまち東神楽町は、花と緑に囲まれたのどかな田園風景と快適な住環境により「花のまち」として発展を続けています。 東神楽町は、<u> </u>のコミュニティ活動が盛んな<u>町</u>であり、<u>町内会・行政区を基礎的な地域自治組織として</u>が、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、<u> </u>共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。 また、七つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や<u>「人と地域のつながり」</u>を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。 近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えて<u>は</u>いますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館を<u>はじめ</u>とした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人<u>が</u>築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として<u>承継</u>し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。 そのためには、<u>町民</u><u> </u>一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、<u> </u>東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動が<u>より</u>活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要で<u>あります</u>。 ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、<u>町内会・行政区、地区公民館等を</u>はじめとした地域自治組織における活動へ<u>地域住民等の参画</u>が進むことを目指すとともに、地域住

改正案	前回委員会上程案
民__、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、東神楽町で独自に<u>培われてきた</u>地域コミュニティを誇りに思い、これからも<u>継承及び発展を</u>させることを基本理念とし、<u>地域住民、</u><u>地域自治組織及び町__</u>の協働による地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたり誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々<u>又は</u>団体のつながりをいう。 (2) 地域住民__ 町内に在住<u>し、</u>在勤<u>し、</u>又は在学する者をいう。 (3) 地域自治組織 町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等<u>その他</u>活動を通じて住民自治の強化<u>又は</u>地域住民<u>及び</u>町との協働の推進等を目的とする組織をいう。	民<u>等</u>、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。 (目的) 第1条 この条例は、東神楽町で独自<u>で</u>培われてきた地域コミュニティを誇りに思い、これからも<u>継承及び発展__</u>させることを基本理念とし、<u>町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等をはじめとする地域自治組織と__町と</u>の協働による地域コミュニティの活性化を推進することで、将来にわたり誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々<u>や</u>団体のつながりをいう。 (2) 地域住民<u>等</u> 町内に在住__、在勤__又は在学する者をいう。 (3) 地域自治組織 町内会・行政区、地区公民館及び各種団体等__、活動を通じて住民自治の強化<u>や</u>地域住民<u>と__</u>町との協働の推進等を目的とする組織をいう。

改正案	前回委員会上程案
(4) 町内会・行政区 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、東神楽町の一定の区域に住所を有する地域住民__の地縁に基づいて形成された_____組織をいう。 (5) 地区公民館 東神楽町公民館条例（昭和43年条例第14号）第3条に規定する地区公民館で、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館の目的を達成するために<u>事業</u>を実施する団体をいう。 (6) 各種団体等 東神楽町市街振興協会、ひじり野団地振興協会を<u>始め</u>、地域における自治を推進するために自主的に形成する組織をいう。 (7) 仲介業者等 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者又は仲介業者をいう。 (基本理念) 第3条 地域コミュニティを継承していくために、次に掲げる事項を基本理念とする。 (1) 地域住民__及び地域自治組織は、これまで独自に築いてきた地域コミュニティを、これからも<u>継承</u>及び発展させるよう活動を行っていくこと。 (2) 地域住民__、地域自治組織及び町は、地域コミュニティの	(4) 町内会・行政区 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、東神楽町の一定の区域に住所を有する地域住民<u>等</u>の地縁に基づいて形成された<u>基礎的な地域自治組織</u>をいう。 (5) 地区公民館 東神楽町公民館条例（昭和43年条例第14号）第3条に規定する地区公民館で、社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館の目的を達成するため__事業を実施する団体をいう。 (6) 各種団体等 東神楽町市街振興協会、ひじり野団地振興協会を<u>はじめ</u>、地域における自治を推進するために自主的に形成する組織をいう。 (7) 仲介業者等 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者又は仲介業者をいう。 (基本理念) 第3条 地域コミュニティを継承していくために、次に掲げる事項を基本理念とする。 (1) 地域住民<u>等</u>及び地域自治組織は、これまで独自に築いてきた地域コミュニティを、これからも<u>承継</u>及び発展させるよう活動を行っていくこと。 (2) 地域住民<u>等</u>、地域自治組織及び町は、地域コミュニティの

改正案	前回委員会上程案
重要性を再認識し、独自の地域コミュニティを維持<u>及び</u>拡大しつつ、地域住民__が理想とする地域社会の実現を目指すこと。 (3) 町は、地域住民__及び地域自治組織がまちづくりの主体であることを認識し互いに協力しながら地域コミュニティの活動を最大限尊重すること。 (地域住民__の役割) 第4条 地域住民__は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域に関心を持ち積極的に地域自治組織の活動に<u>参加</u>するよう努めるものとする。 (町内会・行政区の役割) 第5条 町内会・行政区は、地域住民__が相互に助け合い、_____暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。 2 町内会・行政区は、地域住民__の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会・行政区への加入を促すよう努めるものとする。 3 町内会・行政区は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会・行政区の連合体、他の町内会・行政区<u>その他</u>の地域自治組織と連携するよう努めるものとする。 4 町内会・行政区は、地区公民館と協力して_____その活動の活	重要性を再認識し、独自の地域コミュニティを維持、__拡大しつつ、地域住民<u>等</u>が理想とする地域社会の実現を目指すこと。 (3) 町は、地域住民<u>等</u>及び地域自治組織がまちづくりの主体であることを認識し互いに協力しながら地域コミュニティの活動を最大限尊重すること。 (地域住民<u>等</u>の役割) 第4条 地域住民<u>等</u>は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域に関心を持ち積極的に地域自治組織の活動に<u>参画</u>するよう努めるものとする。 (町内会・行政区の役割) 第5条 町内会・行政区は、地域住民<u>等</u>が相互に助け合い、<u>支え合いながら</u>、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。 2 町内会・行政区は、地域住民<u>等</u>の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会・行政区への加入を促すよう努めるものとする。 3 町内会・行政区は、その活動を補い合い又は深めるため、必要に応じて、町内会・行政区の連合体、他の町内会・行政区、__他の地域自治組織と連携するよう努めるものとする。 4 町内会・行政区は、地区公民館と協力して<u>地域住民等</u>の活動の活

改正案	前回委員会上程案
性化を図るよう努めるものとする。 (地区公民館の_____役割) 第6条 地区公民館は、社会教育法に規定する事業を実施するほか、地域の实情に応じた地域コミュニティ<u>の活動</u>の維持及び活性化を図るよう努めるものとする。 2 地区公民館は、地域コミュニティ<u>の活動</u>を円滑に進めるため、必要に応じて、<u>地域住民、地域自治組織及び町</u>_____との調整等を行うよう努めるものとする。 3 地区公民館は、当該地区公民館を構成する地域住民<u>又は</u>町内会・行政区に対し、<u>地区</u>公民館への理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。 (各種団体等の役割) 第7条 各種団体等は、地域コミュニティの一員として社会的役割を認識し、町の施策に協力するよう努めるものとする。 2 各種団体等は、必要に応じて地域住民<u>又は</u>_____地域自治組織と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むよう努めるものとする。 (仲介業者等の役割) 第8条 仲介業者等は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行うに<u>当たり</u>、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の实情に応じて、町内会・行政区への自発的な	性化を図るよう努めるものとする。 (地区公民館の<u>地域における</u>役割) 第6条 地区公民館は、社会教育法に規定する事業を実施するほか、地域の实情に応じた地域コミュニティ__活動の維持及び活性化を図るよう努めるものとする。 2 地区公民館は、地域コミュニティ__活動を円滑に進めるため、必要に応じて、_____町<u>及び各種団体</u>との調整等を行うよう努めるものとする。 3 地区公民館は、当該地区公民館を構成する地域住民<u>や</u>____町内会・行政区に対し、____公民館への理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。 (各種団体等の役割) 第7条 各種団体等は、地域コミュニティの一員として社会的役割を認識し、町の施策に協力するよう努めるものとする。 2 各種団体等は、必要に応じて地域住民<u>や各</u>地域自治組織と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組むよう努めるものとする。 (仲介業者等の役割) 第8条 仲介業者等は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行うに<u>あたり</u>、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の实情に応じて、町内会・行政区への自発的な

改正案	前回委員会上程案
加入等_____に資する情報の提供に努めるものとする。 2 仲介業者等は、町内会・行政区の維持及び活動の活性化に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。 (町の役割) 第9条 町は、地域の特性を把握するため__地域自治組織と連携して、地域コミュニティの活性化及び地域自治組織へ_____の支援その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。 (地区別まちづくり計画) 第10条 <u>地域住民</u>、地域自治組織及び町は、第1条及び第3条の規定を<u>実現</u>するため、地区公民館の区域ごとに地区別まちづくり計画を策定するよう努めるものとする。 (意見交換会等) 第11条 町長は、まちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、必要に応じて、意見交換会及び<u>意向調査</u>_____等を実施するものとする。 (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。 附 則 (施行期日)	加入又は町内会・行政区への自主的な<u>設立</u>に資する情報の提供に努めるものとする。 2 仲介業者等は、町内会・行政区の維持及び活動の活性化に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。 (町の役割) 第9条 町は、地域の特性を把握するため<u>各</u>地域自治組織と連携して、地域コミュニティの活性化及び地域自治組織の<u>活動</u>の支援その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。 (地区別まちづくり計画) 第10条 _____地域自治組織及び町は、第1条及び第3条の規定に<u>取り組む</u>ため、地区公民館の区域ごとに地区別まちづくり計画を策定するよう努めるものとする。 (意見交換会等) 第11条 町長は、まちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、必要に応じて、意見交換会____、意向調査<u>(アンケート調査を含む。)</u>等を実施するものとする。 (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。 附 則 (施行期日)

改正案	前回委員会上程案
1 この条例は、令和<u>8</u>年<u>1</u>月1日から施行する。 (この条例の検討及び見直し) 2 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 3 町長は、前項の検討及び見直しにあたっては、町民の意見を聴かなければならない。	1 この条例は、令和<u>8</u>年<u>4</u>月1日から施行する。 (この条例の検討及び見直し) 2 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 3 町長は、前項の検討及び見直しにあたっては、町民の意見を聴かなければならない。